仕　様　書

1　業務の名称

長浜市産後ケア事業

2　委託期間

令和５年４月１日から令和６年３月３１日

3　目的

産後支援を必要とする母子に対して、医療機関等で日帰り又は宿泊又は訪問にて心身のケアや育児サポート等を行うことで、母親の心身の安定を図るとともに育児不安を解消し、安心して子育てができる支援体制を整備することを目的とする。

4　対象者

市内に住所を有する産後１２か月未満の女性（流産又は死産を経験した女性を含む）及び乳児であって、家族等から十分な家事、育児等の援助が受けられない者で、次のいずれかに該当するものとする。ただし、医療行為の必要な者は除く。

(1) 産後に心身の不調又は育児不安等がある者

(2) その他特に支援が必要と認められる者

5　事業内容

事業の内容は、次にあげるものとする。

事業区分	事業内容
宿泊型（母子を宿泊させて、右欄に掲げる事業を行うもの）	(1) 母体ケア、乳児ケア等 (2) 育児に関する指導、カウンセリング等 (3) 心身のケア、育児サポート等 (4) その他必要とする育児指導
デイサービス型（母子を日帰りで施設利用させ、右欄に掲げる事業を行うもの）	
訪問型（利用者の自宅に赴き、右欄に掲げる事業を行うもの）	

事業実施においては基本的な感染予防を実施する

6　事業の委託および実施

医療機関、助産所等で、次の要件をいずれも満たすものに事業を委託し実施する。

(1) 滋賀県産後ケア事業実施施設基準に準じること。

(2) 本市との適切な連携体制が確保できること。

(3) 市が指定する研修に参加すること。

(4) 納税義務者にあたっては、納期限が到来している国税及び市税に未納がないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員でないこと又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。

(6) 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。

(7) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
(8) 事故等の緊急事態に備え、契約後、速やかに本事業の実施に必要な損害保険等の保険に加入すること。

7　事業者の登録

(1) 6の要件を満たす者は、市に産後ケア事業者登録申請書を提出するものとする。
(2) 市は、登録申請を受けたときは、その内容を審査し、産後ケア事業者登録通知書にて可否の決定を通知するものとする。
(3) 市は、事業者と産後ケア事業業務委託契約を結び、産後ケア事業登録事業者（以下「事業者」という。）とする。
(4) 市は、産後ケア事業登録事業者台帳を整備し、登録後市民へ周知する。

8　利用日数

事業の利用日数は、５の区分ごとに７日以内とする。ただし、宿泊型及びデイサービス型に限り市長が特に必要と認めたときは、更に７日を限度として延長することができる。

9　利用申請・利用の決定等

(1) 産後ケア事業を利用しようとする者は、産後ケア事業利用申請書（様式第１号）を市に提出する。
(2) 市は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、直ちに長浜市産後ケア事業利用承認通知書（様式第２号）又は長浜市産後ケア事業利用不承認通知書（様式第３号）により、利用の可否について利用者に通知するとともに、事業者に対し、利用者に関する必要な情報を提供する。

１０　利用日程の変更等

(1)利用者は、利用日程を変更し、又は利用を中止する場合は、当該利用日の前々日の１７時までに市又は事業者にその旨を連絡しなければならない。
(2)宿泊型又はデイサービス型の利用者は、自己の都合により利用日の前々日の１７時以後に利用の日程を変更し、又は中止した場合は、利用料の３割に相当する額を負担しなければならない。
(3)長浜市は、生活保護世帯又は市民税非課税世帯に属する利用者が、自己の都合により第１項に規定する日時以後に利用の日程を変更し、又は中止した場合は、市民税課税世帯に属する利用者が利用した場合に負担する利用料の３割に相当する額を負担しなければならない。

１１　利用日数の延長

利用者は、承認を受けた利用日数の延長を希望する場合は、長浜市産後ケア事業利用申請書を再度市長に提出しなければならない。

１２　利用料

(1) 利用者は、別表１に定める利用料を負担しなければならない。
(2) 利用者は、前項に規定する利用料を事業者に直接支払うものとする。

１３　実施報告

事業者は、事業の実施後、速やかに長浜市産後ケア事業実施報告書（様式第４号）を市長に提出するものとする。

１４　委託料及び委託料の請求

(1) 委託料は別表２に定める額とする。

(2) 事業者は、事業終了日の翌月の１０日までに、長浜市産後ケア事業実績報告書（様式第５号）を市長に提出するとともに、委託料を請求するものとする。

(3) 市長は、前項に規定する委託料の請求を受けたときは、報告書の内容を審査し、適当と認めたときは、３０日以内に事業者に委託料を支払うものとする。

１５　書類の保存

事業者は、事業の適正な実施を確保するため、事業に関する書類を整理し、事業実施年度の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。

１６　報告及び調査

市長は、事業者による事業の実施状況について、必要に応じて報告を求め、又は職員をして記録その他必要書類の調査をさせることができる。

１７　事故及び損害の責任

(1)業務により生じた事故及び損害については、本市に故意または重過失のない限り、事業者がその負担と責任において処理にあたるものとする。

(2)業務により生じた事故等について、速やかに長浜市へ連絡し書面で健康推進課へ報　　告しなければならない。

(3)前項の場合において事業所に故意又は重過失のない限り、その負担と責任について事業所と長浜市と協議するものとする。

別表１（１２ 利用料関係）

世帯区分	宿泊型 （１日当たり）	デイサービス型 （１日当たり）	訪問型 （１回当たり）
市民税課税世帯	６，４００円	３，２００円	１，０００円
生活保護世帯 市民税非課税世帯	０円	０円	０円

別表２（１４ 委託料関係）

宿泊型（１日当たり）	デイサービス型 （１日当たり）	訪問型（１回当たり）
３２，０００円	１６，０００円	５，０００円